


『仮免・本免』改訂表

(令和5・4・1改訂版対応)

● P.9 「仮免問題(4)」

▶ 「問17」を以下のように変更します。

- 17  図の標識は、全ての交通に対して通行できないことを表している。

● P.10 「仮免問題(4)」

▶ 「問31」を以下のように変更します。

- 31 身体障がい者用の車で通行している人、盲導犬を連れて歩いている人、白や黄の杖を持った人は身体の不自由な人であるから、これらの人が安全に通行できるように、車は一時停止や徐行しなければならない。

● P.17 「本免問題(3)」

▶ 「問10」を以下のように変更します。

- 10 図3のような路側帯は、自転車は通行してはならない。



● P.28 「仮免問題(4) 解答と解説」

▶ 「17」の解説を以下のように変更します。

- 17 × 「車両通行止め」の標識であり、歩行者と遠隔操作型小型車は通行できる。

● P.29 「本免問題(1) 解答と解説」

▶ 「38」の解説を以下のように変更します。

- 38 × 歩行者用路側帯であり、軽車両は通行できない。

● P.30 「本免問題(2) 解答と解説」

▶ 「1」の解説を以下のように変更します。

- 1 ○ 自転車および歩行者等専用の標識であり、普通自転車は通行してもよい。

● P.31 「本免問題(3) 解答と解説」

▶ 「10」の解説を以下のように変更します。

- 10 ○ 歩行者用路側帯であり、自転車は通行できない。